

令和元年第3回定例会（12月議会） 産業観光委員会・分科会 提出資料

令和元年12月 2日
観光文化スポーツ部

【補正予算関連】

文 化 振 興 課	あきた芸術劇場運営管理費に係る債務負担行為の設定について	---	1
ス ポ ー ツ 振 興 課	2020プロジェクト推進事業に係る債務負担行為の設定について	-----	3

【議案(条例)関連】

文 化 振 興 課	秋田県民会館条例の一部を改正する条例案について (議案第205号)	-----	5
-----------	--------------------------------------	-------	---

【議案(その他)関連】

文 化 振 興 課	あきた芸術劇場運営管理協議会について (議案第216号)	-----	9
-----------	---------------------------------	-------	---

あきた芸術劇場運営管理費に係る債務負担行為の設定について

文化振興課

1 目的

令和4年3月に開館予定のあきた芸術劇場については、指定管理者による管理を行うこととしていることから、来年1月の指定管理者の公募に向けて、指定管理に係る指定管理料の債務負担行為限度額を設定する。

2 指定管理料について

この施設の運営に当たっては、効率的で水準の高い施設運営とするため、指定管理者の経営努力を促すこととし、経費を利用料金と指定管理料で賄う指定管理料・利用料金併用制を採用する。

これまでの県民会館の利用実績等から収入見込みを、施設の態様等から支出見込みを推計し、その収支差額を指定管理料としている。

なお、指定管理料についても、県57.5%、市42.5%の負担割合としており、県分を債務負担行為設定額としている。

(単位：千円)

項 目	R3年度	R4年度	R5年度	R6～8年度	計
収 入	0	136,905	158,988	476,964	772,857
支 出	21,286	453,998	453,998	1,361,994	2,291,276
人件費	7,755	106,465	106,465	319,395	540,080
管理費	12,770	282,297	282,297	846,891	1,424,255
事務費	761	9,307	9,307	27,921	47,296
自主事業費	0	55,929	55,929	167,787	279,645
収 支	▲21,286	▲317,093	▲295,010	▲885,030	▲1,518,419
指定管理料	21,286	317,093	295,010	885,030	1,518,419
うち県負担	12,240	182,329	169,631	508,893	873,093
うち市負担	9,046	134,764	125,379	376,137	645,326

※R6～8年度の収入、支出は3か年分の計であり、各年度の収入、支出はR5年度と同額である

3 債務負担行為の期間

令和4年3月から令和9年3月までの5年1か月間

4 指定管理者の選定方法

指定管理者を公募し、選定委員会で候補者を選定した上で、令和2年6月議会の議

決を経て指定管理者を指定する。

5 今後のスケジュール（予定）

- 令和元年 12月 12月議会で債務負担行為限度額の設定
- 令和2年 1月～ 指定管理者の公募
- 令和2年 4月 指定管理者の候補者選定委員会による候補者選定
- 令和2年 6月 6月議会で議決後、指定管理者を指定
- 令和4年 3月 指定管理開始、施設暫定オープン
- 令和4年 6月 施設本オープン

6 債務負担行為限度額

873,093千円

（委託料）

※年度別内訳	令和3年度	12,240千円
	令和4年度	182,329千円
	令和5年度	169,631千円
	令和6年度	169,631千円
	令和7年度	169,631千円
	令和8年度	169,631千円

2020プロジェクト推進事業に係る債務負担行為の設定について

スポーツ振興課

1 目 的

令和2年6月に大潟漕艇場（中央幹線排水路）で行われるデンマークボートナショナルチームのオリンピック事前合宿に向け、ホストタウンである県と大潟村が仮設のコースを整備する。

合宿前に整備を完了するために、大潟村が年度内に入札手続きを行うことから、県の負担額について債務負担行為限度額を設定する。

2 概 要

- ・実施主体 大潟村
- ・事業内容 仮設コースブイ（ワイヤー含む）設置及び撤去
メインコース：2,000m×3レーンのコース内に10m間隔でブイを設置
サブコース：2,500m×3レーンのコース内に500m間隔でブイを設置
- ・総事業費 16,533千円
- ・県負担額 11,022千円（負担割合2／3）

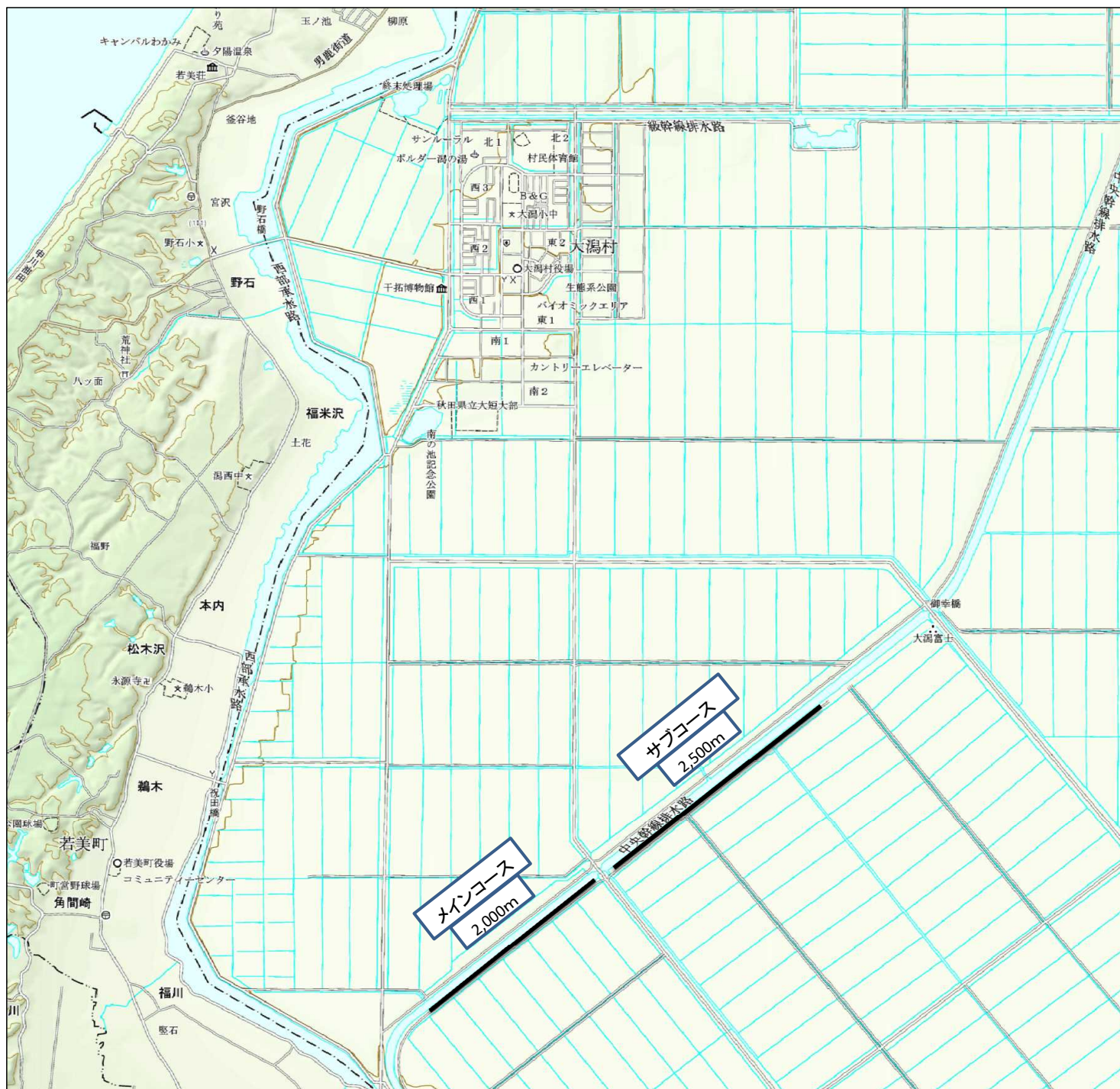
3 今後のスケジュール（予定）

令和2年1月	入札・契約手続
令和2年2月中旬～3月	コース設定のための測量作業
令和2年4月～6月	ブイ設置作業
令和2年6月23日～7月20日	事前合宿（28日間）
令和2年8月	ブイ撤去作業

4 債務負担行為限度額

11,022千円
（負担金補助及び交付金）

大湊漕艇場位置図



秋田県民会館条例の一部を改正する条例案について

文化振興課

1 改正理由

本県の文化芸術の振興を図り、心豊かな県民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与するため、あきた芸術劇場を設置する必要がある。

2 主な改正内容

- (1) 秋田県民会館の名称を「あきた芸術劇場」に改める。
- (2) ホール等の施設使用料を新しい使用料に改める。

3 使用料の基本的な考え方

使用料については、運営管理費に必要な財源の確保を図りながら、平成以降に整備された全国の類似施設の料金水準を参考に設定した。その上で、これまでの県民会館、秋田市文化会館の料金水準を念頭に、県内文化団体等が利用しやすいように、舞台及び1階客席のみ使用、舞台のみ使用の場合には低額で貸し出せるよう配慮した。

なお、ホール等の使用料については、全体額を決めた上で、県は、その所有する割合の57.5%、市は、その所有する割合の42.5%に応じた金額を算出し、それぞれの条例で規定している。

(以下の料金は、県・市合わせた全体額)

(1) 大ホール（舞台及び全客席を使用する場合の平日（午前9時～午後10時）の使用料）

大ホールの使用料は、全国の地方都市にある類似ホール（1,500～2,000席程度）の料金水準を参考に、基本料金が全国平均よりも低めになるように設定した。

旧県民会館		あきた芸術劇場	
大ホール（1,839席）		大ホール（2,015席）	
入場料区分	料 金	入場料区分	料 金
基本(0円)	85,700円	基本(0円)	153,000円
1円～1,000円	128,500円	1円～1,000円	183,600円
1,001円～5,000円	160,600円	1,001円～3,000円	244,800円
5,001円～	267,700円	3,001円～5,000円	321,300円
		5,001円～7,000円	397,800円
		7,001円～	474,300円

- ・ 舞台及び1階客席のみ使用・・・122,400円
- ・ 舞台のみ使用・・・91,800円

(2) 中ホール（舞台及び全客席を使用する場合の平日（午前9時～午後10時）の使用料）

中ホールの使用料は、全国の地方都市にある類似ホール（700～800席程度）の料金水準を参考に、基本料金が全国平均よりも低めになるように設定した。

秋田市文化会館		あきた芸術劇場	
大ホール（1,188席）		中ホール（806席）	
入場料区分	料 金	入場料区分	料 金
基本(0円～499円)	53,940円	基本(0円)	77,000円
500円～999円	80,910円	1円～1,000円	92,400円
1,000円～1,999円	97,092円	1,001円～3,000円	123,200円
2,000円～	107,880円	3,001円～5,000円	161,700円
		5,001円～	200,200円

※秋田市文化会館は冷暖房料は別途徴収となっているが、新施設では使用料に含まれる

- ・舞台及び1階客席のみ使用・・・61,600円
- ・舞台のみ使用・・・46,200円

(3) 小ホール（平日（午前9時～午後10時）の使用料）

小ホールの使用料については、近隣のにぎわい交流館やアルヴェの多目的ホールなどを参考に、設備の態様なども考慮し設定した。

小ホールA（257㎡・約200席）		小ホールB（208㎡・約160席）	
入場料区分	料 金	入場料区分	料 金
基本(無料)	29,000円	基本(無料)	24,000円
有料	43,500円	有料	36,000円

(4) 研修室、創作室及び楽屋（全日（午前9時～午後9時）の使用料）

研修室等の使用料については、周辺施設の料金を参考に1㎡当たり110円/日とした。

区 分	料 金	区 分	料 金
研修室(22㎡)	2,420円	大ホール楽屋D(18㎡)	1,990円
創作室A(27㎡)	2,980円	大ホール楽屋E(17㎡)	1,890円
創作室B(26㎡)	2,850円	大ホール楽屋F(16㎡)	1,790円
創作室C(23㎡)	2,550円	中ホール楽屋A(52㎡)	5,730円
創作室(和室)A(17㎡)	1,890円	中ホール楽屋B(25㎡)	2,750円
創作室(和室)B(12㎡)	1,290円	中ホール楽屋C(24㎡)	2,650円
大ホール楽屋A(30㎡)	3,280円	中ホール楽屋D(23㎡)	2,550円
大ホール楽屋B(29㎡)	3,180円	中ホール楽屋E(18㎡)	1,990円
大ホール楽屋C(20㎡)	2,220円	中ホール楽屋F(17㎡)	1,890円

※ホールを利用する場合は、ホール使用料に楽屋分も含まれる

(5) 練習室

練習室の使用料については、周辺施設の練習室の料金を参考に1㎡当たり20円/時間とした。なお、午後6時以降は2割程度増しとしている。

区 分	時間区分（1時間につき）	
	午前9時～午後6時	午後6時～午後11時
練習室A(48㎡)	960円	1,160円
練習室B(46㎡)	920円	1,110円
練習室C(44㎡)	880円	1,060円
練習室D(37㎡)	740円	890円
練習室E(33㎡)	660円	800円
練習室F(27㎡)	540円	650円
練習室G(18㎡)	360円	440円
練習室H(17㎡)	340円	410円

(6) (1)～(5)に記載した諸室以外の施設

この劇場では、諸室以外のスペースや館外の敷地についても、催事に支障がない範囲で貸し出せるようにし、使用料については行政財産使用料徴収条例に基づき設定した。

区 分	単 位	使用料の額
建物の使用に係るもの	1㎡につき1日	200円
土地の使用に係るもの	1㎡につき1年	1㎡当たりの公有財産台帳価格に4/100を乗じて得た額

(7) 駐車場

駐車料金については、周辺駐車場の料金を参考に設定した。

区 分	1台につき
駐車時間が3時間以内の場合	500円
駐車時間が3時間を超える場合	500円に、駐車時間のうち3時間を超えた部分について1時間までごとに100円を加えた額

4 施行期日について

公布の日から起算して2年6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、使用の許可、使用料及び駐車料金に係る利用料金の承認その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができることとする。

5 所要の規定の整理

当該条例に併せて、重要な公の施設等の範囲を定める条例（昭和３９年秋田県条例第３１号）についても「県民会館」から「芸術劇場」へと名称を改めることとする。

6 その他

ピアノ、照明器具等の器具使用料については、取得する器具が確定した後に、改めて条例改正を行うこととする。

1 設置の目的

あきた芸術劇場は県と秋田市の共有施設であり、県と市が共同で一体的、統一的に管理執行を行うため、地方自治法第252条の2の規定に基づき、あきた芸術劇場運営管理協議会を設置するものである。

2 協議会の役割

[協議会規約 第四条]

協議会は、次に掲げる事務を管理し、及び執行する。

- 一 劇場の運営の基本的事項に関する事務
 - 二 劇場の維持管理に関する事務
 - 三 前二号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成させるために必要な事務
- ※指定管理者の空白期間が生じた場合は、劇場の管理・運営にあたる

3 協議会の設置により期待できる効果

- ・ 県と市が共有する施設の運営管理について、県と市間の意見調整が図られるとともに、効率的な管理執行が可能となる
- ・ 指定管理者、利用者等に対する窓口の一本化が図られる

(参考)

[地方自治法第252条の2]

普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、若しくは普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、普通地方公共団体の協議会を設けることができる。